

■給与所得者異動届出書の記入のしかた

市へ提出する年月日を記入してください。

給与所得者の氏名・生年月日を記入してください。婚姻等により氏名の変更があった場合は新姓欄も記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

令和3年1月1日現在の住所を記入してください。

令和3年1月2日以後に転居した場合に新しい住所を記入してください。

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先の名称等を記入してください。

一括徴収について、必ず記入してください。

普通徴収の場合、必ず記入してください。

特別徴収義務者の個人番号又は法人番号を記入してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書の「特別徴収税額」の金額を記入してください。

既に徴収した月と税額を記入してください。

特別徴収税額から既に徴収した税額を差し引いた金額を記入してください。

異動のあった年月日を記入してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書で市からお知らせした指定番号を記入してください。

退職等により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払った給与及び控除した社会保険料を記入してください。

該当する番号に○をしてください。

この欄は記入不要です。

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

道府県民税 特別徴収

整理番号

市町村長 令和 年 月 日

提出者 (特別徴収義務者) 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

給与所在地 (支店) 支店名

給与者 (特別徴収義務者) 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

課税年度 2年度 3年度

特別徴収指定番号 宛名番号

異動の事由 (※専業主婦及び従業員の特例のみによる普通徴収への切替はできません。)

1. 転勤・転居
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他

異動後の未徴収税額の徴収方法

1月1日以降退職時までの給与支払額

控除社会保険料額

① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収 (本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収指定番号

新しい勤務先へは、月割額 月分 (翌月10日納期) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期) で納入します。

③ 普通徴収の場合 (一括徴収しない場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。))

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

2年度 月分以降の月割額は 月分以降の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他

3年度 月分以降の月割額は 月分以降の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他

市町村処理欄

給与所得者異動届出書の記入例

転勤等、特別徴収義務者が変わる場合

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る 給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号			
3 大阪狭山 市町村民 令和 ××年 9月 ○○日 提出	給与者 特別徴収義務者	所在地 〒 589-00×× 大阪狭山市狭山○丁目○番地の○ ○○株式会社	課税関係 担当氏名 電話番号 内線 総務課 給与係 狭山 花子 072-366-00×× ○○○
	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	1 2 3 ○ ○ 4 5 6 × × 7 8 9	特別徴収指定番号 1234567 宛名番号 892 特別徴収指定番号 1234567 宛名番号 892
	フリガナ 氏名 生年月日 元号 個人番号 1月1日現在 異動後	サヤマ タロウ 狭山 太郎 3 - 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 57 年 6 月 20 日 7 7 ○ ○ 8 8 × × 9 9 △ △ 大阪狭山市半田○丁目○番地の×	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 70,000円
異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 1	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 1 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	1月1日以降退職時までの給与支払額 1,000,800円 控除社会保険料額	300,400円

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	〒	特別徴収指定番号	担当氏名	新しい勤務先へは、
大阪市中央区大手前○-○-○		7654321	大阪 太郎	月割額 5,800円 を 9 月分
フリガナ ○×株式会社	法人番号	9 8 7 ○ ○ 6 5 4 × × 3 2 1	電話番号 06-63××-00○○	(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	本人印	徴収予定額(ウ)と同額を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、	円	月分(翌月10日納期限)で納入します。
-------	--	-----	-------------------	---------------	---	---------------------

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
			年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村民税 処理欄					
A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

1

整理番号			
3 大阪狭山 市町村民 令和 ×× 年 9 月 ○○ 日 提出	給与特別徴収義務者	所在地	〒 589-00×× 大阪狭山市狭山○丁目○番地の○ ○○株式会社
	担当者	課係氏名	総務課 給与係 狭山 花子
	特別徴収指定番号	年度	1234567 891
	特別徴収指定番号	年度	1234567 891
フリガナ	ハンダ タロウ	新	
氏名	半田 太郎	姓	
生年月日	元号 3 - 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 44 年 4 月 20 日		
個人番号	4 4 ○ ○ 5 5 × × 6 6 △ △		
住所	大阪狭山市半田○丁目○番地の×		
異動後			
特別徴収税額 (年税額)	180,500円	(ア) 徴収済税額	45,500円
		(イ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	135,000円
異動年月日	令和 ×× 年 9 月 1 日		
異動の事由	※専業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額 2,100,800円 控除社会保険料額 272,400円

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(特別徴収義務者)	〒	特別徴収指定番号	担当者氏名	新しい勤務先へは、
フリガナ		法人番号	電話番号	月割額 円 を 月分
				(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	1 本人印	徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入	左記の一括徴収した税額は、 円	月分 (翌月10日納期限) で納入します。
-------	--	----------	--------------------	-----------------	-----------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び② に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
-------	--

旧特別徴収処理欄	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村民税	A	B	C	D	E	F
	G	H	I	J	K	L

受付印

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 特別徴収

整理番号							
3 大阪狭山 市町村民 令和 ×× 年 12 月 ○○ 日 提出者	所在地 〒 589-00×× 大阪狭山市狭山○丁目○番地の○ ○ ○ 株式会社	課係氏 担 氏 名 当 名 者 電 話 番 号 内 線 〇〇 株式会社 之印 (社印などの角印の場合は 左上がはみ出さないよう に押印してください。) 〇〇 株式会社 之印	特別徴収指定番号 1234567				
	給与支払義務者 〇 ○ 株式会社		年度 狭山 花子 宛名番号 890	特別徴収指定番号 1234567			
	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1 2 3 ○ ○ 4 5 6 × × 7 8 9		年度 〇〇〇 宛名番号 890	特別徴収指定番号 1234567			
	個人番号 1 1 ○ ○ 2 2 × × 3 3 △ △		年度 〇〇〇 宛名番号 890	特別徴収指定番号 1234567			
フリガナ コングウ ハナコ 氏 名 金剛 花子 姓 生年月日 元号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 58 年 3 月 20 日 個人番号 1 1 ○ ○ 2 2 × × 3 3 △ △ 1月1日現在 大阪狭山市金剛○丁目○番×号 異動後	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 137,500円	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 11 月分まで 69,100円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 12 月分から 5 月分まで 68,400円	異動年月日 令和 ×× 年 11 月 30 日	異動の事由 ※専業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 番号を記入 2	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 2 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時までの給与支払額 784,525円 控除社会保険料額 81,130円

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

所在地 〒 特別徴収指定番号 担 氏 名 当 名 者 電 話 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	新しい勤務先へは、 月割額 [] 円 を [] 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
--	---

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	本人印 金剛	徴収予定額 (ウ) と同額を右欄に記入 68,400円	左記の一括徴収した税額は、 12 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
--	-----------	--------------------------------	---

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び② に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 1 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	旧特別徴収処理欄 年度 [] 月分以降の月割額は [] 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 年度 [] 月分以降の月割額は [] 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点検
--	--	-----------

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。